

公立図書館のフィルターソフトをめぐる法的判断と図書館思想

— ブラッドバーン事件における「意見確認」を中心に —

川崎 良孝 ・ 福井 佑介

1 はじめに

図書館の管理や方針には、図書館思想が反映される。すなわち、自らの任務やサービス、提供するメディアをどのように認識しているのが重要になる。図書館の社会的性格に鑑みれば、いまひとつ重要になるのが法的視点であり、図書館の基本的性格やサービス、メディアの位置づけが判示される。このことは特に、インターネットと図書館との関係を理解する上で有益である。図書館の端末にフィルターソフトを導入することは、インターネットへのアクセスとの関係でしばしば問題になるが、これまで一貫して提供するメディアを増加させてきた図書館が意図的にその範囲を狭めることになるのか、専門性に基づいた資料選択にあたるのか、図書館思想に照らしてセンシティブな問題であろう。しかし、概してアメリカの図書館研究をみると、図書館裁判を研究として取り上げること、すなわち判例自体の研究や判決を図書館思想とすりあわせるといった研究自体が皆無といってよい。

そこで、本稿では、公立図書館のフィルターソフト導入を取り扱ったブラッドバーン事件における「意見確認」(certification)¹⁾の論理を検討する。構成は以下のとおりである。第2章で、インターネットへのアクセスに関連して、図書館の原則、合衆国の判例における位置づけ、裁判の系譜を確認する。第3章ではブラッドバーン事件裁判の争点を整理し、第4章では「意見確認」を求められたワシントン州最高裁の論理を詳述する。そして第5章で、「意見確認」の特徴を整理し、判例の系譜における位置づけや図書館思想との関係性を論じる。

2 インターネットへのアクセス

2.1 インターネットへのアクセスの位置づけ

公立図書館における利用者用インターネット端末のあり方の問題は、1990年代後半から現場実務との関連で出現してきた。こうした問題に関する最も基本的な『図書館の権利宣言』解説文は、1996年1月に採択された『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』(2005年修正、2009年には『デジタル情報、サービス、ネットワークへのアクセス』に修正)である²⁾。そこでは文頭で「世界は電子コミュニケーション革命のさなかにある」と指摘し、インターネット上の資源を活字資料と同じように扱い、アクセスを保障しなければならないと主張している。これがアメリカ図書館協会(以下ALA)の示す原則である。

インターネットへのアクセスと、言論の自由を定めた合衆国憲法修正第1条との関係を考え

る場合、まず1996年2月8日に成立した「通信の品位に関する法律」(CDA)が重要になる。同法の要点は、インターネットなどによって「故意に猥褻または下品な内容を作成し送付した者」や、性行為などについて明らかに不快な情報を「未成年者に入手可能な方法で陳列した者」、さらには「猥褻、淫ら、好色、卑猥、または下品な資料を作成し送付した人や団体」に対して罰を科することにある。同法については合憲性が問題にされ、1997年6月28日に合衆国最高裁が違憲判決を下している。この判決の骨子は以下の3点にある³⁾。

- (1) 成人の読書資料を子どもに適切な資料だけに制限することはできない。
- (2) 子どもの保護については、親が家庭でフィルターソフトを使用するといった代替方式が存在する。
- (3) インターネットは放送メディアよりも活字メディアに近く、活字が享受するのと同じ水準の修正第1条の保護に値する。

これらの理由により、合衆国最高裁は全員一致で、同法を「曖昧」であり「過度に広範」であると判示した。ここで重要なのは上記の3点目で、インターネット上の表現には最高度の保護が適当とするものであり、合衆国の法体系におけるインターネット上の情報の位置づけを確定したのである。次に、図書館とインターネットへのアクセスとの関係について、どのように判示されてきたのかを確認しておきたい。

2.2 ラウドン公立図書館事件 (1998 年)

ヴァージニア州ラウドン公立図書館は1997年に利用者用インターネット端末を配置し、そのすべての端末にフィルターソフトを装備した。同年12月、この措置に対して地元の住民団体メイストリーム・ラウドンが修正第1条違反を理由に提訴した⁴⁾。原告の主張を認めた連邦地裁判決の骨子は次のようである。

- (1) 公立図書館でのインターネット・アクセスの提供を制限的パブリック・フォーラムと位置づけ、そこでの内容制限に厳格審査を用いた。
- (2) 猥褻やチャイルド・ポルノグラフィの遮断、また未成年者を有害な資料から守ることに、政府はやむにやまれない利益を持つ。しかし、成人の言論を未成年者に適したものだけに削減することは許されない。
- (3) そうした利益の達成について、フィルターソフトは憲法の保護下にある大量の資料を遮断し、政府のやむにやまれない利益を促進するために、狭く設定されていない。
- (4) フィルターソフトに代わる、より制限的でない措置(児童室に限定してのフィルターソフトの導入、プライバシー・スクリーンの装備など)があるのに、何ら検討していない。
- (5) フィルターソフトの解除規定があるとしても、言論に萎縮効果を生じ、何ら同法を救うものではない。

ここで、除去か収集(選択)かという問題に関係して、1点だけ指摘しておく。被告図書館側はインターネットを莫大な図書館相互貸借システムと把握し、アクセスの制限を資料選択での決定とみなした⁵⁾。これに対して原告は、インターネットをセット物の百科事典とみなし、図書館の措置を百科事典からの部分的削除とした⁶⁾。裁判官は両主張を比較し、インターネット・アクセスの「購入」(接続)によって、図書館はネット上のすべての資料を即座に利用者に

提供することを決定したと判じている。その点で百科事典との類比が妥当であるとし、図書館の措置は除去（百科事典からの部分的削除）とみなすのが適切であるとした⁷⁾。

2.3 アメリカ図書館協会対合衆国事件

2.3.1 連邦地裁判決（2001年3月）

2000年12月に「子どもをインターネットから保護する法律」（CIPA）が成立した。同法は直接的に学校図書館や公立図書館に甚大な影響を与える内容であった。CIPA § 1721 は、1934年連邦電気通信法（47 U.S.C. § 254(h)）に依拠する、いわゆる E-rate（教育用通信料金割引）獲得の条件を示しているが、そこに 254(h) (5) と 254(h) (6) として組み込まれた。公立図書館への補助対象となるサービスは「インターネット・アクセス、インターネット・サービス、あるいは内部接続（internal connections）」（254(h) (6) (A) (ii)）である。問題となる中核部分は次のようである。未成年者（17歳未満）について（254(h) (6) (B)）は、「猥褻」、「チャイルド・ポルノグラフィ」、未成年者に有害（harmful to minors）な資料を遮断するために、技術的保護手段を組み込み、決して外してはならない。次に成人の場合（254(h) (6) (C)）、「猥褻」、「チャイルド・ポルノグラフィ」をブロックするためにフィルターソフトを用いるが、「本物」（bona fide）の研究について、図書館は利用者の求めに応じてフィルターソフト（当該サイト）を解除できる。ALA は 2001 年 3 月に同法を憲法違反として提訴し、差止めによる救済を求めた⁸⁾。

2002年5月、裁判官3名は全員一致で原告ALAの主張を全面的に認めた。重要点は次のようである。

- (1) 公立図書館でのインターネット・アクセスの提供を制限的パブリック・フォーラムと位置づけ、そこでの内容制限に厳格審査を用いた。
- (2) 私的言論を奨励するフォーラムの場合、補助金を理由とする内容制限は許されない。
- (3) 猥褻やチャイルド・ポルノグラフィのブロック、また未成年者を有害な資料から守ることに、政府はやむにやまれない利益を持つ。
- (4) そうした利益の達成について、フィルターソフトは憲法の保護下にある大量の資料をブロックし、CIPA の立法意図に沿うように狭く設定されていない。
- (5) フィルターソフトに代わる、より制限的でない措置（児童室に限定してのフィルターソフトの導入、プライヴァシー・スクリーンの装備など）があるのに、何ら検討していない。
- (6) フィルターソフトの解除規定があるとしても、言論に萎縮効果を生じ、何ら同法を救うものではない。

これらは(2)を除いて、ラウドン事件判決とほぼ同じ判断である。補助金の付帯条件の解釈である(2)については、原告ALAの解釈を採用している。判決は公立図書館でのインターネット・アクセスの提供を制限的パブリック・フォーラムと認め、厳格審査を適用していた。さらに、制限的パブリック・フォーラムの思想を深め、「公立図書館でのインターネット・アクセスの提供は、伝統的パブリック・フォーラムと多くの特徴を共有していると信じる」として、以下のことを書き込んだのである⁹⁾。すなわち、第1に、街路や公園のように、公立図書館は情報の受け取りを願うすべての人に開かれている。また伝統的パブリック・フォーラムと同様、税で

運営され、利用に料金を払う必要はない。だれもが利用できるという特徴は、情報格差を縮めるのに重要であり、公立図書館はその肝要な役割を果たしている。第2に、フォーラムの公開性は聞き手と同じように話し手にも重要である。公園や街路のように、公立図書館での掲示板や無料のウェブ・ホスティング・サービスによって、誰もが安価に人びとに話しかけることができる。第3に、公立図書館でのインターネット・アクセスの提供は、伝統的パブリック・フォーラム以上のことをなす。インターネットは地理に左右されず、言論の促進という点で伝統的パブリック・フォーラムよりも膨大な言論が掲載されており、言論の伝達の促進という点では郵便システムも組み込んでいる。

この地裁判決に対して、政府は合衆国最高裁に飛躍上告を行った。

2.3.2 合衆国最高裁判決（2003年6月）

合衆国最高裁は6対3でCIPAを合憲とした¹⁰⁾。裁判官4名からなる相対多数意見(plurality)は、まず合憲の根拠として公立図書館の社会的役割を指摘した。ALAの『図書館の権利宣言』などに言及しながら、公立図書館の使命を「学習と文化的啓蒙の促進」にあるとし、そのために図書館は資料提供について幅広い裁量権を持たなければならないとした。そのうえで、公立図書館が提供してきた資料は「コミュニティの最大の利益や関心に関するもの」であり、その目的のために必要な資料や適切な資料のみを収集してきたと判断した。図書館にインターネットという新しい情報源が加わったとしても、その社会的役割に変更はない。

相対多数意見はこのような考えで、図書館でのインターネット提供には図書館員の大幅な裁量権が認められるのであり、厳格審査を必要とするパブリック・フォーラム論はなじまないとした¹¹⁾。公立図書館のインターネット・アクセスは「書架の技術的拡大」に過ぎず、インターネットから資料を集める際も、それ以外から資料を集めるときと同様である。図書館の書架にポルノグラフィを置いていない以上、図書館でのインターネット端末から排除するのも当然のこととした。

同時に相対多数意見は、サイトを個々に審査して有用とされるものだけをアクセス可能にすることが非常に困難であると述べた。価値があると認めたサイトだけを利用可能にすることは可能であり、フィルターソフトを使って内容的に図書館が必要としないカテゴリーのサイトを排除することは完全に合理的であるという。相対多数意見は、フィルターソフトには過度にブロックする傾向があり、憲法上の問題を認識しているが、「そのような懸念は利用者がフィルターソフトを無効にすることが十分に容易であることで解消される」と述べた。地裁判決では解除申請が萎縮効果を招き、不適切であるとされたが、相対多数意見は、「憲法は、ばつの悪い思いをするというリスクなしに公立図書館で情報を手に入れることができる権利を保障しているわけではない」¹²⁾と萎縮効果を否定した。

最後に相対多数意見は、補助金の受け取りに憲法違反の条件をつけているという主張を次のような論理で否定した。補助金は、教育的かつ情報的な目的の達成という図書館の伝統的な役割を支援するためのものである。当然、その補助金が図書館の伝統的な役割を果たすために使われるように、政府は制限を課することができる。公立図書館は伝統的にポルノ資料をその蔵書から排除してきたことから、連邦議会は同様の制限を図書館でのインターネット・アクセス

の提供を支援するためのプログラムに課することが可能であり、政府の補助金を使ってインターネット・アクセスの提供を行う場合にフィルターソフトの導入を強制することは許容可能である。

CIPA 合憲判決では、CIPA が定める技術的保護手段が過度にブロックする傾向を持つために、憲法上の争議を招きうるという指摘がすべての法廷意見で行われている。そのうえで相対多数意見は、フィルターソフトを容易に無効にできるために、過度のブロックがもたらす言論への被害は解消されるか限定的なものにできると解釈したのである。なお、この事件で争われたのは、CIPA が文言上違憲か否かであり、実際に適用された際の各図書館の行為は問題とされていなかった。

3 ブラッドバーン事件

インターネット・アクセスを提供する公立図書館のフィルター解除に関する法的判断として、ブラッドバーン事件¹³⁾の「意見確認」を取り上げる。この事件は、ワシントン州の北部中央公立図書館（North Central Regional Library: NCRL）の方針が憲法違反であるとして、裁判に発展したものである。審理を担当したワシントン東部地区連邦地裁は次の課題について、法域の異なるワシントン州最高裁に対して、意見確認の手続きをとった¹⁴⁾。

公立図書館はワシントン州憲法第 1 条 (5) に違反せずに、成人の図書館利用者が憲法の保護下にある言論を含むウェブサイトへのアクセスをリクエストした場合に、フィルターによる遮断を解除せずに、すべての利用者のインターネット・アクセスにフィルターを用いることができるのか。

ここで言及されているワシントン州憲法第 1 条 (5) は言論の自由を定めており、「各人はあらゆる事柄について自由に話し、書き、刊行できるが、この権利の濫用に責任を負う」となっている。本章ではまず、被告図書館側の概要や方針をまとめる。次に、NCRL の提供するインターネット・アクセスと原告との関わりを確認し、審理における双方の主張を取り上げる。

3.1 北部中央公立図書館（ワシントン州）

NCRL¹⁵⁾は複数のカウンティにまたがる村落部に向け、22 万人をサービス対象として 28 の分館で構成されている。同館の使命は読書と生涯学習の促進にあり、サービス区域にある 26 の学区と提携して、公教育を支援している。そのうち 14 の学区では、分館が実質的に学校図書館にもなっている。同館の図書館資料数は 675,000 を超える。各分館の大きさは 65 平方メートルから 1,115 平方メートルで、平均すると 266 平方メートルである。1 つの分館だけが、子ども部門を他の部門から壁（a wall or partition）で区切っていた。

NCRL は使命の達成および利用者の多様なニーズや関心を満たすため、利用者用インターネット端末を提供している。端末は全館にあるが、そのうち 16 館には 1 台か 2 台しかない。またコンピュータ・サービスについては、E-rate と図書館サービス技術法による連邦補助金を得ていた。端末の利用を規定しているのは、「蔵書構成方針」と「インターネット利用方針」で、館長と利用者サービス部長が方針を解釈して適用している。「蔵書構成方針」には次のような規定がある¹⁶⁾。

2. 図書館資料の選択や保持は、当館の使命と軌を一にして、コミュニティのすべての住民の関心、情報、啓蒙への価値を基盤にする。……著者の人種、国籍、それに政治的、宗教的、社会的な見解を理由に、資料を排除してはならない。必ずしもすべての資料がコミュニティの全住民に適しているわけではない。

3. 理事会は、図書館資料を読んだり、視聴したりすることは、個人的、私的 (private) な事柄であるとする。各個人が資料を選んだり拒否したりするのは自由だが、読んだり、見たりする他者の自由を制限できない。理事会は、子どもの読書や見ることを案内し指導する責任は、主としてその子どもの親にあると認識する。

「インターネット利用方針」では、読書と生涯学習の促進という同館の使命を確認した上で、「そうした使命を支援する情報資源の1つとして、インターネットへのアクセスを提供している」として、以下の定めを盛り込んでいる¹⁷⁾。

インターネットは現在のところ統制されていないメディアで、すべての年齢の利用者に豊かな資料へのアクセスを提供するが、不快な資料、困惑させられる資料、不法な資料へのアクセスも可能にする。……当館は「蔵書構成の指針と手続き」で示された資料選択規準をインターネットに適用するために、妥当な手段を講じる。

当館のすべてのインターネット端末にフィルターが装備されている。

当館は利用者に電子メールのアカウントを提供しないし、チャットルームへのアクセスも提供しない。

当館は利用者用インターネット端末を用いる利用者のプライバシーを保障できないし、……。図書館利用者は資料を見たり、微妙な (sensitive) 個人情報を提供したりすることに、適切な判断力の行使が求められる。

2006年10月、NCRLは従来のフィルターソフト SmartFilter に替えて、FortiGuard を全館で用いることにした。FortiGuardは内容によってウェブサイトを76のカテゴリーにまとめ、4,300万以上のサイトと20億以上のページを扱い、常に最新状態を保っているという。NCRLは“Hacking”、“Adult Materials”、“Nudity and Risqué”、“Pornography”、“Web Chat”、“Instant Message”、“Malware”など11カテゴリーを遮断した。他にも youtube.com や myspace.com も遮断していたが、後に遮断を解除している。

NCRLは連邦補助金を得るためにCIPAを遵守して、未成年者が猥褻、チャイルド・ポルノグラフィ、未成年者に有害といった資料へのアクセスを禁じる手段を講じている。さらにNCRLは方針として、成人利用者のリクエストによってもフィルターを解除できないとしていた。すなわち、資料が「インターネット利用方針」の下で適切に遮断されている場合、リクエストがあっても遮断を解除できない。しかし資料が誤って遮断されている場合には、リクエストによって遮断を解除できる。

3.2 原告

原告は以下のとおりである¹⁸⁾。サラ・ブラッドバーン (Sarah Bradburn) は2003年の10月もしくは11月に、アルコールや麻薬中毒について図書館のインターネット端末で調べていたが、若者の喫煙中毒に関するサイトにアクセスできず、フィルターによって遮断されていると考え

た。しかし遮断されたサイトを覚えておらず、職員に遮断について話してもいなかった。そのため、NCRLにはアクセスが本当に遮断されたのか確認する機会はなく、たとえ遮断されていたとしても、それがフィルターのためか、例えばネットワーク上のトラブルに起因するのか確認するすべはなかった。

パール・チェリントン (Pearl Cherrington) は写真家で、2005 年夏に芸術や健康に関してネット端末で調査を行った。しかし、アイダホの美術館のサイトや健康情報へのサイトにアクセスできなかった。ただ、その特定のサイトを覚えていなかった。

チャールズ・ハインレン (Charles Heinlen) は、調べもの、電子メールの使用、MySpace でのブログの更新、交流サイトへのアクセスを試みたが遮断された。2008 年 2 月には、“Nudity and Risqué” のカテゴリーに含められる具体的なウェブサイト (www.netnude.com など) が遮断されているのを知った。また craigslist.org の個人セクションへのアクセスも遮断された。2004 年に特定の個人的ウェブサイトの遮断解除を申し出たが、図書館に認められなかった経験を持っていた。

最後の原告は図書館利用者ではなく、Web への情報の発し手の、修正第 2 条財団 (Second Amendment Foundation) である。同財団は非営利法人で、銃を保持する権利や武器に関して、刊行物を出版したり、ウェブサイトを経営したりしている。全国に約 65 万人の会員があり、NCRL のサービス範囲には約 1 千人の会員がいた。同財団はウェブを通して自分たちの政治的立場を伝えたいと願っていた。しかし NCRL が女性の銃所有者向けのサイト www.womenandguns.com を遮断していると会員から報告を受けていた。ただし、実際にサイトが遮断されていたのか確認していない。ハインレンは 2006 年 11 月にアクセスしたものの遮断されたという。NCRL は遮断について原告から何ら通告されておらず、裁判の時点でこのサイトは遮断されていなかったが、同財団は NCRL が将来的に遮断するのではないかと懸念していた。

3.3 事実について：原告の主張と被告の反論

法廷で、原告側は事実についての主張として以下の 4 点を提示し、それぞれに図書館側は反論している¹⁹⁾。

(1) 「NCRL のフィルターソフトは憲法の保護下にある言論へのアクセスを過度に制限する」：これはフィルターと表現の自由に関わる裁判では常に指摘されることであり、原告は、NCRL によるフィルタリングが憲法の保護下にある多くのウェブページへのアクセスを妨げていることを指摘した。さらに「FortiGuard は図書館管理層の好みにしたがって、個々のウェブサイトの遮断を許している」と記入した。その一例として、“Pornography” や “Adult Materials” のカテゴリーでは約 7 万のサイトが憲法の保護下にあり、公立図書館で当然見られるべきなのに遮断されていると論じた。

こうした主張に対して、被告図書館側は、CIPA の規定に従い、蔵書構成方針を促進させ、利用者と職員の安全で快適な環境を維持するために必要な範囲に制限を限定しようとしていると反論した。また公立図書館は蔵書構成に広範な裁量権を有し、ネット上の全資料を検討するのは不可能であるため、フィルターソフトは蔵書構成の適切な「ツール」であると主張した。そして “Pornography” や “Adult Materials” といったカテゴリーの資料については ALA 事件最

高裁判決を援用し、多くの図書館は活字の蔵書からポルノグラフィを排除しており、オンライン上にあるからといってそうした資料へのアクセスを提供する義務を負うわけではないとした。つまり、資料が単に憲法の保護下にあるという理由では、それを蔵書に組み込む義務を負うことにならないと論じたのである。

(2)「NCRL は成人利用者にフィルターの解除を拒否している」：原告によれば、NCRL はフィルターを容易に解除できると思われるが、どのような利用者の、理由の如何に関わらず解除することはない。FortiGuard のカテゴリーの 1 つに入っていれば、利用者は遮断されたサイトを全館でみることはできず、NCRL は個々のウェブサイトの解除リクエストを許す程度である。そうしたリクエストに際して、担当者はすべての利用者が当該サイトを見てよいか否かを判断する。もし、成人利用者が求めた資料について、図書館が未成年者に見せたくないと考えたならば、その資料を見ることは許されないことになる。

一方、図書館側は、特定端末のフィルター解除や再装備について、技術的には可能であろうが、そのような設定になっていないと応答した。原告の要求を、成人利用者のリクエストによるフィルター自体の完全な解除と把握し、CIPA はフィルターの完全な解除を認めていないと反論した。

(3)「いっそう制限的でない代替手段が存在する」：原告は、無制限のインターネット・アクセスを提供する他の図書館やプライヴァシー・スクリーンなどの代替手段に言及して、使命の達成に NCRL のような方針は不要であると主張した。

これを受けて図書館側は他館との状況の相違を指摘した。すなわち、NCRL では不適切な利用例が蓄積されており、プライヴァシー・スクリーンなどの手段も検討した結果の措置であるという。

(4)「NCRL のフィルタリングの方針は言論の自由という権利を制限している」：原告にとっては同館がインターネット上の資源に接する主要な場であり、そうした資料を読む権利が図書館の方針によって侵害されていると主張した。また、同方針は読み手への伝達を妨げる点でウェブ上の発言者をも傷つけるという。修正第 2 条財団はウェブを通じて主張を広めたいと願っているが、図書館利用者はそうした情報に接するすべがないのである。

図書館側は次のように応じた。前節で示したように、ブラッドバーン、チェリントンにはアクセスを拒否されたサイトを識別できておらず、修正第 2 財団は拒否された自分のサイトを確認していない。そのため、NCRL にはサイトが拒否されていたのか確認のすべがない。また、ヘインレンの主たる不満は MySpace の自分のページへのアクセスが拒否されたことにあるが、この遮断はすでに解除されている。さらに、ヘインレンは無制限のアクセスを求めているが、そうしたアクセスを提供すべき義務はないということを繰り返し述べた。このように反論するとともに、原告の当事者適格性を問題にした²⁰⁾。

3.4 法律上の争点

次に法律上の争点に関する主張がなされるが、それに先がけて、原告は関連する判決を取り上げることで、公立図書館とインターネットの基本的性格に言及した。

1976 年にミナーシニイ事件で連邦控裁は、図書館を「思想の自由市場における強力な資源」、

「思想の普及に献身する機関」と位置づけていた。ラウドン事件判決は公立図書館を「自由で自立的な探求の場」と位置づけ、クライマー事件で連邦控裁は、公立図書館が「情報を受け取る本質的な位置」を占めると判じた。2000年のウィチタフォールズ事件では、連邦地裁は「情報を受け取る権利は、公立図書館の脈絡で積極的に使われてきた」と判示した。

原告はこれらの判決から、公立図書館は情報を受け取る権利を保障する場であるとの判断を確認した。同時に、ラウドン事件判決や1982年のピコ事件合衆国最高裁判決を指摘し、公立図書館の図書館員は、資料選択については専門職としての判断を行使する裁量権を持つものの、検閲目的で資料を除去することには合憲性に疑念が生じると念を押した²¹⁾。さらに1997年のリノ事件最高裁判決から、(1)インターネット上の資源は修正第1条の保護を受け、厳格審査に値する、(2)成人の読書資料を子どもに適切な資料だけに制限できないと確認した²²⁾。

以上のことから、NCRLの方針によって、内容を理由に憲法の保護下にある実質的な量の言論に成人がアクセスできず、教育や思想が最も注意深く保護されるべき場で、その機会が劇的に制限されているという。つまり、NCRLの方針が公立図書館の基本的な使命や価値とそぐわないと主張したのである。そして本件の問題は、資源の割り当てや資料の収集に関するNCRLの裁量権ではなく、単に利用者に見せたくないという理由で、コストもかけずに利用者に提供できる思想を意図的に除去している点であると強調した。原告によると、NCRLは百科事典を購入する義務はないが、ひとたび購入すれば、利用者に見せたくないページを切除できない。方針は百科事典からの切除に相当し、合衆国憲法やワシントン州憲法に違反している²³⁾。

続けて原告は法律面での問題を提起していった。まず(A)「被告のフィルタリングに関する方針は合衆国憲法修正第1条に違反する」を設定した。その具体的内容は次の3点で構成される。

- (1)「NCRLのフィルタリングの方針は、成人の言論に過度の制限を加える」
- (2)「NCRLのフィルタリングに関する方針は、言論に対して内容に依拠する許されない制限を課している」
- (3)「アメリカ図書館協会事件判決は救済を求める原告を支持している」

次に(B)では、「NCRLのフィルタリングに関する方針は、ワシントン州憲法第1条(5)に反している」と主張した。州憲法第1条(5)が特に指摘されているのは、当該条項が修正第1条よりも事前抑制について憲法上の保護が厚いことによる。これらの主張を端的にまとめれば、過度の広範性、内容に依拠する制限、事前抑制の3点から、NCRLの方針が憲法の条項に違反しているということになる。本項では、この主張の骨子を示すが、「意見確認」に直接関係する部分に限定し、(A)-(3)は取り上げない。

3.4.1 法律上の問題(A) 合衆国憲法修正第1条に違反する

3.4.1.1 法律上の問題(A)-(1) 成人の言論に過度の制限を加える

(A)-(1)では、NCRLの方針が過度の制限を加える原因として法律上の論点が示された。

(a)「NCRLは成人の読書の範囲を子どもに適切な範囲に制限している」：原告は、成人の読む内容を子どもに適した範囲に縮減してはならないというのは判例上の確固たる原則であることを確認した。パトラー事件は、若者に悪影響を与えかねない文献の配布を禁じた州法の合憲性を問うたのだが、1957年に合衆国最高裁は成人の読書を子どもの水準に下げてはならないと判

断し、同州法を違憲とした。原告によれば、バトラー事件判決の原則は 50 年以上にわたって確立している。さらに、ラウドン事件判決の「すべての利用者のアクセスを子どもに適する資料に制限するがゆえに、過度に包み込んでいる」という文言を指摘し、一連の判決に見習うように求めた²⁴⁾。

(b)「NCRL のフィルタリングの方式は憲法の保護下にある実質的な量の言論を遮断する」：NCRL の管理者でさえも不適切な遮断と感じるであろう資料さえも遮断され、図書選択に発揮される図書館員の専門的判断が行使されていないとして、原告は再度、フィルターソフトの利用は百科事典からページを切除するだけでなく、多くのページをランダムに引き裂いているということになると主張した²⁵⁾。

これらに対する図書館側の基本的な考えは次のようである。NCRL のインターネットに関する方針は、同館の使命と蔵書構成方針の促進、CIPA の規定、安全で快適な環境の維持から欠かせない。さらに以下の反論を展開していく²⁶⁾。

まず、成人の言論を子どもの言論に縮減してはならないという原則に図書館側も同意した。その上で、ALA 事件最高裁判決を用いて、「図書館は単に憲法の保護下にあるとの理由で、資料を蔵書に組み込む義務はない」²⁷⁾と再確認し、蔵書構成方針と同じ方針をインターネットに採用していると主張した。同時に原告が重視するラウドン事件判決について、CIPA の採択以前の判決であるとともに、ALA 事件最高裁判決が 2003 年に下されており通用しないとした。遮断サイトについては、NCRL は検討の機会を設けていると述べた。さらにオンライン・アクセスの提供によって、NCRL はインターネット・カフェに転じたのではないこと、インターネット上の情報は莫大であることから、図書館はフィルターの活用によって、利用者適切な内容を決定できることを指摘した。

続いて、憲法の保護下にある実質的な量の言論が遮断されているという主張には、アクセスが遮断されているオンラインの資料は伝統的な蔵書において利用者に提供していない資料であると主張した。また、フィルターが猥褻に関する憲法の要件を満たして作成されていないとの原告の主張には、フィルターを装備した理由を誤解していると主張した。NCRL によれば、蔵書構成を助けるものとしてフィルターを使用しており、合憲か違憲かの判断を Fortinet に委ねてはいない。

3.4.1.2 法律上の争点(A)-(2) 言論に対して内容に依拠する許されない制限を課している

(A)-(2)での原告の主張は大要次のようである。NCRL の方針は、内容に依拠する制限であるために厳格審査に服することになり、その審査の要件を満たすことはない。なぜなら、正当化に十分な利益がなく、方針が狭く設定されておらず、代替手段が検討されていないからである²⁸⁾。

こうした主張に被告側は、ALA 事件最高裁判決を用いて反論していく。まずフィルターの使用は蔵書構成上の決定であるという見解を引用した²⁹⁾。

図書館はインターネット上の資料を 1 点 1 点識別して、適切な資料を取り出すのは不可能である。図書館が価値あると確認したサイトだけに、図書館のインターネット蔵書を限定できるかもしれないが、検討能力を欠いて選ばれなかった莫大な量の価値ある情報を排除するという犠牲によってのみ可能である。折り合いを考えた場合、公立図書館が個々の選択という方法を拒否し、……内容に依拠して一定のカテゴリーを排除するのは、完全に

合理的である。

さらに、同判決を根拠に、図書館はパブリック・フォーラムではなく、したがって厳格審査に服さないと述べた。また、NCRL の方針は多くの重要な利益、やむにやまれない利益を促進しているという。CIPA はフィルターの装備を求めており、フィルターによって公立学校との協力が進展し、不適切な目的での使用に関わる争いが減じ、子どもを保護するという。さらに、代替手段についても、コンピュータ利用者を監視することはフィルターソフトの使用よりもはるかに利用者にとって悪くなることになり、図書館員の役割を監査官に変容する危険性があるとした。さらに、「容易に他人に見えない場所に端末を移動させること、プライバシー・スクリーンを用いることは、何らポルノグラフィーを見るための利用者をなくすことにならない」という ALA 事件最高裁判決を援用した³⁰⁾。

加えて、図書館側によれば、原告が CIPA の合憲性の根拠に、成人のリクエストで容易にフィルターが解除できる点を重視しているが、これは拡大解釈であるという。合衆国最高裁は成人のリクエストによるフィルターの完全な解除を求めているし、完全な解除を CIPA は認めていない。それに NCRL は誤って遮断されたサイトを解除できる手だてを備えている。

つまりフィルタリングは、方針が示す NCRL の正当で実質的な利益、やむにやまれない利益をも増進させる最も制限的でない手段であると把握した。利用者にはリクエストによってサイトを解除できる機会があり、過度の遮断によって生じた憲法の保護下にある言論への侵害を軽減する³¹⁾。

3.4.2 法律上の争点(B) ワシントン州憲法第1条(5)に反する

主張(B)では、原告は事前抑制に関して2つのカテゴリーを指摘した。まず、「古典的な」事前抑制を、言論が生じる前に課せられる公式な制限とした。2つ目は、政府の行動が過度に広範あるいは漠然としており、憲法の保護下にある言論が生じる前に萎縮効果をもたらし、事前抑制のレベルにまで至るものであった。そして、後者の事前抑制に NCRL のインターネットに関する方針が相当するという。一定のカテゴリーの言論全体を遮断しているために、NCRL の方針は事前抑制に等しいと主張した³²⁾。

図書館側は、事前抑制について、「過去の言論を罰するのではなく、将来の言論を禁じる」ものであり、NCRL の方針は罰することも禁じることもしていないと反論した³³⁾。

図書館側の反論をまとめると、次のようになる。原告は成人のリクエストによってフィルターの全面解除を求めているが、CIPA もアメリカ図書館協会事件の合衆国最高裁判決も、そうしたことを求めている。NCRL が成人の読書を子どものレベルに制限しているといった証拠はないし、NCRL のフィルターが教育や意味ある思想について、実質的な量の言論を遮断しているという証拠もない。NCRL の方針は、狭く設定されており、重要なやむにやまれない利益を増進させるためのものであり、NCRL の公立図書館としての伝統的な使命や役割と軌を一にしている。

4 ワシントン州最高裁の「意見確認」(2010年5月6日)

図書館側は反論の中で、原告の訴えを退けるか、あるいはワシントン州最高裁に「意見確認」を求めるよう主張した。そして、2008年9月30日、3章冒頭で示したように、連邦地裁はワシ

ントン州最高裁に「意見確認」を求めた。以下に示していくように、州最高裁は、事前抑制、過度の広範性、内容に依拠する制限といった法律上の争点について、双方の主張に言及しながら判断を示していった。

4.1 事前抑制

州最高裁はまず事前抑制を取り上げた³⁴⁾。州最高裁は、事前抑制に関しては、修正第1条よりも州憲法第1条(5)の方が厚い保護を与えていることを認めた。さらに、事前抑制とは、将来の言論を禁じるもので、言論が生じる前に課せられる公式な制限であるとした。そのため、NCRLの方針は事前抑制に相当せず、図書館蔵書に適用されるのと同じ運営規則であると判断し、州最高裁は図書館側の主張を支持した。

さらに、州最高裁は、原告の訴えの内容について、他者の言論へのアクセスが妨げられており、これが州憲法第1条(5)に違反しているものと把握した。そして、修正第1条は情報や思想を受け取る権利を保護しており、そうした権利は州憲法第1条(5)にも含まれていることを確認した。

その上で州最高裁は、フィルタリングと言論の自由の問題がワシントン州憲法第1条(5)の下で裁判になった例がないことを指摘した後、ALA 事件合衆国最高裁判決を取り上げた。同判決はフィルタリングが事前抑制に相当するか否かについても検討していたのである。その相対多数意見では、「事前抑制を公立図書館の蔵書に関する決定」に拡張するのは誤りであり、「フィルターソフトを使用するという図書館の決定は、私的な言論への抑制ではなく、蔵書に関する決定である」³⁵⁾とされていた。これを受けて、NCRLの方針は言論を妨げるものではなく、特にオンラインの言論が生じる前にそれを禁じるものではないとした。むしろ当該方針は利用者に提供する資料を決定する基準に相当するのであり、事前抑制に該当しないと判断したのである。

4.2 過度の広範性

次に州最高裁は過度の広範性の問題に言及していくが³⁶⁾、まず、保護の度合いが州憲法第1条(5)と修正第1条で相違はない旨を述べた。また、一般的に、禁止の領域内に憲法の保護下にある言論活動が入り込めば、その法律は違憲となる。このように議論の前提をまとめるとともに、広範性に関する原告の主張がラウドン事件判決に依拠していると指摘した。2章2節で既述のように、同判決はフォーラム分析をもとに、フィルタリングの合憲性の決定に厳格審査を適用し、フィルタリングを資料の除去に対応するとしていた。

しかし州最高裁はNCRLの主張を支持し、ALA事件最高裁判決がラウドン事件判決と対立するのみならず、同最高裁判決に照らして、ラウドン事件の判決にはほとんど価値がないと切って捨てた。同最高裁判決を踏まえれば、図書館が憲法に沿ってインターネットにフィルタリングできるか否かの決定について、フォーラム分析は不適切であり、審査基準として厳格審査を適用できないことになる。州最高裁は相対多数意見を次のように引用した。

図書館は蔵書に関する決定に判断力を行使する必要がある、この必要性は適した価値ある資料を識別するという図書館の伝統的な役割を土台にしている。インターネット上の資

料か否かを問わず、こうした役割に変化はない。大多数の図書館は蔵書に不適切と判断して、活字蔵書からポルノグラフィーを除いてきた。当法廷はこうした決定が高位の審査に服するとは考えない。オンライン上のポルノグラフィーを遮断するという図書館の判断は、活字蔵書と同じ理由でなされているのに、異なる判断にせよというのは理解しがたい³⁷⁾。

州最高裁はこの見解を受け入れ、フィルタリングに関する方針について、除去ではなく選択の段階の問題と把握し、その現実的手段としてフィルターを把握したのである。加えて、「公立図書館が個々の選択という方法を拒否し、提供する資料が適切な質を持っているか否かに関する個々の判断をせずに、内容に依拠して一定のカテゴリーを排除するのは、完全に合理的である」と引用したが、この合衆国最高裁の判断はまさに NCRL が採用していた文言であった³⁸⁾。

州最高裁によれば、過度の広範性に関する原告の主張は、憲法の保護下のあらゆる言論にアクセスできなければならないという仮定に基づいている。しかし、「図書館員の責任は……あらゆる資料の保持ではなく、黄金とゴミの分別」にあり、「選択者の目的は、住民の求めるものをすべて提供するのではなく、住民が読んだり用いたりして益となる最善の資料を提供すること」にあると断定した³⁹⁾。同じ原則がインターネット上の資料にもあてはまるという。インターネット・アクセスの提供は情報提供の1つの方法にすぎず、「書庫の技術的な拡大」⁴⁰⁾にすぎない。図書館には、使命遂行のために物理的に書架に置く活字資料を収集する裁量権が認められており、同じことがインターネット上の資料にも認められる。加えて、公立図書館が資料選択に裁量権を有するのは、ラウドン事件判決が主張するようなコストやスペースといった制限によるのではない。仮に、ある公立図書館が無限の資金とスペースを持つとしても、原告の主張とは異なり、憲法の保護下にあるすべての活字資料を提供する義務はないのである。

このように ALA 事件最高裁判決を全面的に支持しながら、資料収集に関して公立図書館にはその運営に不可欠な裁量権が与えられており、蔵書に置く資料についての決定に過度の広範性の理論は適用できないと州最高裁は判断した⁴¹⁾。

また、過度の広範性と遮断の解除に関わる具体的な検討もなされた⁴²⁾。ALA 事件最高裁判決の相対多数意見によれば、たとえ過度に遮断していても、誤って遮断された資料について、成人のリクエストによって容易に遮断を解除できるなら問題はなくなる。そして、州最高裁によれば、州憲法第1条(5)の下でも同様の場合にリクエストによって解除されるなら、過度の広範性の問題は存在しない。

NCRL の場合、遮断されたサイトやページにアクセスしたい利用者は管理者に電子メールを送り、手作業での解除を求める。管理者は当該サイトやページを見て、NCRL の使命、方針、CIPA の要件に合致している否かを確認し、合致していたならば NCRL の全端末でアクセスを可能にする。2007 年 10 月 1 日から翌年 2 月 20 日の間に、92 件のリクエストを受け、その内の 8 件は 1 時間以内、19 件は当日、29 件は翌日、20 件は 3 日以内、5 件は 3 日以降に処理され、残り 11 件は不明であった。こうした実績に鑑みれば、誤って遮断されたサイトの解除は現実に機能しており、過度の広範性の問題が生じるとはいえないと結論づけられた。

また、原告は、NCRL が子どもに不適と決定したオンライン上の資料にはだれもアクセスできないと論じ、方針が成人の言論への過度の制限になっていると主張していた。しかし州最高裁は、原告が根拠としていたバトラー事件と本件との間には相違があるとして主張を退けた。そ

の相違とは、前述のように、公立図書館は内容に依拠して資料を選択する裁量権を持ち、オンラインの資料についても同様であるという点である。

以上の理由から、NCRL がインターネット上のポルノグラフィなどの資料へのアクセスの遮断を選んだからといって、過度に広範であるとの理由で州憲法第 1 条(5)に違反することにはならないと結論づけた。

4.3 内容に依拠する制限

原告は、NCRL の方針が内容に依拠する制限であり、厳格審査に耐えられなければ憲法違反であると主張していた。州最高裁はこの主張に異議を唱え、必ずしも厳格審査が用いられるのではないとして、1998 年に合衆国最高裁が判決を下した全国芸術基金対フィンリー事件に言及した。この判決は芸術への補助金の配分について、内容に依拠する規準による決定を認めたもので、「補助金付与の評価に内容に依拠する考察が入ることは、芸術への補助金の性格からして当然である」⁴³⁾となっている。同判決を援用することで、内容に依拠する制限は厳格審査に服するという原告の主張を退けた。

ここで州最高裁は、公有財産での言論の自由に関わる裁判で審査基準の決定にフォーラム分析が用いられてきたことを認め、以下のようにフォーラム論に言及している。伝統的に言論の場である伝統的パブリック・フォーラムにおいても、政府が表現活動のために公有財産を公開したパブリック・フォーラム（指定的、制限的パブリック・フォーラム）においても、同じ審査基準が用いられるとした。しかし ALA 事件最高裁判決を根拠に、公立図書館でのインターネット・アクセスは両類型に該当しないと断定した。特に後者の類型について同判決を引用し、「公立図書館がインターネット端末を配置するのは、ウェブ上の発言者の表現を目的にパブリック・フォーラムを創出したのではない。これは図書の著者の発言のためのパブリック・フォーラムを提供するために、図書を収集しているのではないことに符合する」とした。図書館がインターネット・アクセスを提供するのは、他の図書館資料と同様、「適切で欠かせない質の資料を備えることで、調べごと、学習、レクリエーションを容易にするために」提供されていると結論した⁴⁴⁾。

ただし、州最高裁は公立図書館がパブリック・フォーラムと無関係であるとは述べていない。第 3 巡回区（クライマー事件）、第 6 巡回区（ニーネスト事件）の連邦控裁判決を踏まえると、図書館は、読書など図書館の性格と軌を一にする情報や思想を受け取る権利の行使を住民に許さなくてはならず、この点で公立図書館は制限的パブリック・フォーラムであるという⁴⁵⁾。とはいえニーネスト事件で第 6 巡回区が説明したように、必ずしも図書館のすべての側面が制限的パブリック・フォーラムではないと把握した。第 6 巡回区によると、パブリック・フォーラムに適用される高い審査基準は、利用者に靴の着用を求める図書館規則には適用されない。それは当該規則が情報を受け取る権利に直接的に影響しないからである。

州最高裁によると、ある公有財産のあらゆる側面に同じフォーラム分析が適用されないことが他の判例でも示されている。例えば、2009 年に第 7 巡回区は、州立公園自体は伝統的パブリック・フォーラムであるが、園内の展示棚はパブリック・フォーラムではないと判示した⁴⁶⁾。訪問者に役立つ情報提供のために展示棚が設けられたが、配置する資料には公園当局の判断が

入ってよいからである。したがって展示希望者が提示するパンフレットを展示棚に置く必要はない。この論理を念頭に、州最高裁は次の見解を示している。

ニーネスト事件、クライマー事件での制限的パブリック・フォーラムの分析は、情報を受け取るという利用者の権利と結びついており、それは結果的にパブリック・フォーラムで表現する権利に相当する。しかし、たとえ情報を受け取る権利が第3巡回区や第6巡回区の結論のようにフォーラム分析を示唆しているとしても、またそうした権利が公立図書館との関わりで存在するとしても、この権利は実際に図書館蔵書として存在する当該館の資料に限定されるだろう。もし当の情報はその図書館の蔵書になれば、利用者はその図書館で情報を受け取る権利を持たないだろう。それに利用者は当該資料の購入を図書館に強いる憲法上の権利を持たない。同様に、この権利は図書館蔵書に追加されなかったインターネット上のサイトには存在しないだろう。したがって、ニーネスト事件やクライマー事件で扱われた制限的パブリック・フォーラムの分析下でも、インターネット上の資料についての蔵書に関する決定は、パブリック・フォーラムの分析に服さない⁴⁷⁾

以上の論理から、州最高裁は公立図書館でのインターネット・アクセスがフォーラム分析にも厳格審査にも服さないという ALA 事件最高裁判決への同意を明確にしたのである。

最後に州最高裁はこれまでの議論を踏まえて、次のように基準を設定した上で本件の具体的な状況を検討した。すなわち、公立図書館の伝統的・歴史的な役割からして、資料選択には内容に依拠して判断する裁量権が欠かせないことからして、フィルタリングに関する方針が図書館の使命や方針に照らして合理的であり、見解に対して中立なら、方針は州憲法に違反しない。

NCRL が主張するように、学習や思考を促進する環境を維持するために、インターネット・アクセスに制限を課することは理にかなっている。さらに NCRL の分館の半数以上は事実として学校図書館でもある。インターネットは教育を豊かにする機会を提供するが、こうした分館で成人の要求によってフィルターのないインターネット・アクセスを提供することは、子どもの教育に適さない。FortiGuard の装備にも関わらず、性的に赤裸々な資料の表示や印刷が現実起こっている。リクエストによってフィルターが解除されるなら、こうした例は増加する。これは読書や思考の場として公立図書館を利用し楽しんでいる成人にも不快なことであろう。NCRL が主張するように、インターネット・アクセスに制限をかけることは、威嚇、敵対、破壊といった環境を減じる助けになる。

よって、NCRL のフィルタリングに関する方針は、教育を進展させ、読書と生涯教育の促進という使命や伝統的役割を達成する方法であり、すべての図書館利用者がインターネットを使用できるよう、インターネット・アクセスに最小限の制限をかけた合理的なものであるという。さらに方針は、すべての利用者に等しく適用され、話し手の見解に依拠する区別がないので、見解中立である。したがってフィルタリングに関する方針は州憲法第1条(5)に違反しないと判じた⁴⁸⁾。

4.4 結論および反対意見

州最高裁は次のように総括した⁴⁹⁾。公立図書館は伝統的、歴史的に活字資料の選択について広範な裁量権を享受してきた。公立図書館は憲法の保護下にあるすべての言論を蔵書に組み込

むように求められたことはない。これと同じ裁量権がインターネット上の資料についても適用されるべきである。原告は、過度に広範、事前抑制、内容に依拠する制限を主張するが、いずれもが資料選択についての従来からの裁量権の説明に失敗している。したがって連邦地裁からの問いには肯定をもって「意見確認」とする。

この意見には9人の裁判官の内、5人が同意し、1人は結論に同意したが、別個に意見を記した。そして3人が反対した。ここで反対意見にも触れておきたい⁵⁰⁾。

反対意見を執筆したトム・チェンバーズ (Tom Chambers) はALA事件最高裁判決に反対すると明示した。たとえ公立図書館が制限的パブリック・フォーラムではないことを認めるにしても、最高裁の8名の裁判官は、利用者がフィルターを解除できることが憲法からして欠かせないと判断したことを重視した。その上で、「図書館における内容によるフィルタリングが合憲なのは、成人利用者のリクエストによってフィルターが解除される場合に限る」とまとめた。また、合衆国最高裁の多数派は、フィルターの解除と、遮断されたサイトの一覧から特定のサイトを除去することには、憲法からみて類似性があるとみなしているようである。しかし、合衆国最高裁のジョン・P. スティーブンス (John P. Stevens) 裁判官は反対意見において、遮断されたコンテンツとは、図書館資料の多くが整理されずに鍵付きの部屋に置かれ、特定のリクエストに応じてのみ開かれる状況に等しいと述べていた。これに同意して、チェンバーズは上述の類似性を認めがたいとした。

さらに、公立図書館は特定の資料を蔵書に入れる責任はないとの州最高裁の多数意見には賛成したが、ネット上の資料の検閲について、特定図書を購入しないのと同じではなく、すでに蔵書にある図書を内容に依拠して貸出を拒否することに似ていると述べた。これは重大な憲法上の問題を提示することになる。また図書館が必ずしもパブリック・フォーラムではないという多数意見にも賛成したが、問題は、図書館がパブリック・フォーラムか否かではなく、読む自由にあると主張した。

チェンバーズによれば、NCRLのフィルターは憲法上の保護下にある言論を遮断し、また「成人のリクエストによってフィルターを解除していないし、解除するつもりもない」。端的に述べれば、インターネット上の憲法の保護下にある資料に成人がアクセスすることについて、州はそうしたアクセスの保護に関心を示していないという。成人のリクエストによってフィルター自体が解除されるべきであり、子どもが不適当なものを目にするという懸念については、より柔軟な方法で処理すべきであるとした。

なお、この州最高裁の意見確認を踏まえて、ブラッドバーン事件連邦地裁判決は被告図書館側の主張を認めた。2012年4月10日のことある⁵¹⁾。

5 ブラッドバーン事件の「意見確認」の検討

5.1 フィルターソフトの捉え方について

(1)本稿で明らかなように、原告の主張は1998年のラウドン事件判決を踏襲して構成されている。一方、「意見確認」の論理は被告NCRLの反論をほとんどそのまま採用しており、反論は2003年のALA事件最高裁判決を踏襲している。そしてNCRLの主張と州最高裁の「意見確認」は、ラウドン事件判決および原告の主張をALA事件最高裁判決以前のものとして切って捨てた。

(2) ラウドン事件判決および原告の主張と、ALA 事件最高裁判決および本件「意見確認」の根本的な相違は、フィルターがかけられた資料群の捉え方にある。前者ではすでに選択（購入）された（図書館蔵書になっている）資料群から、一定の資料を取り除く検閲行為と把握しており、そこに憲法上の問題が関係する。後者はフィルターソフトをネット上の資料群から選択する「ツール」と把握し、選択（購入）の段階では図書の選択（購入）と同様に、図書館員の裁量権が大きく認められるとする。この捉え方では当然ながらパブリック・フォーラムの分析も厳格審査も問題にはならない。

(3) いっそうわかりやすく説明すると、ラウドン事件判決の系列は、図書館はインターネットに接続するか否かといった選択（購入）の段階では裁量権を有するが、ひとたび接続すると決定すれば、それはネット上のあらゆる資料を提供できる状態になっており、フィルタリングは百科事典から不適切な部分を切除することに対応すると考える。さらに削除に際して図書館は資料の内容に関知していないので、不適切な部分というよりも、でたらめに百科事典のページを切除しているということになる。なおラウドン事件判決では、そうしたネット上の資料群全体を知識や情報を獲得する権利を有する図書館利用者にとってのパブリック・フォーラムと把握し、そこに厳格審査を適用した。

(4) 一方、ALA 事件最高裁判決の系列は、刊行された図書群とインターネット上の資料群を同じように考え、そこから図書館員が広範な裁量権を有する選択（購入）の時点での「ツール」、例えば書評誌などと同じようにフィルターソフトを把握する。たしかに図書の選択は1点1点おこなわれ、フィルターソフトは一定の資料群を「排除」するが、「排除」というよりも、それ以外の資料を「選択」したと把握される。そして「排除」の部分が、図書選択の方針に準じているなら（たとえばポルノグラフィーは選択しないなど）、それは妥当かつ効率的な「ツール」の使用法である。もし図書選択の方針に合致する資料が遮断されている場合に、その遮断を解除する手続きが盛り込まれていると何ら問題はない。むしろ、図書館の使命、子どもの保護、利用者にも職員にも安全で快適な環境を維持する上で好ましいとさえいえる。

5.2 パブリック・フォーラムの捉え方について

(5) 「意見確認」は2009年の第7巡回区の判断、すなわち州立公園自体は明らかに伝統的パブリック・フォーラムであるが、公園内の展示棚はパブリック・フォーラムではないという指摘を取り上げていた。これは公立図書館のすべての側面を一律に例えば制限的パブリック・フォーラムと位置づけることは妥当でないとの判断であり、その限りでは「意見確認」の類比は適正であると思われる。

(6) この観点から公立図書館とフォーラム論との関係を確認しておくと次のようになる⁵²⁾。公立図書館の利用をめぐる裁判で、最初にフォーラム分析がされたのは1989年の「アメリカを懸念する女性」事件である。連邦地裁と連邦控裁は、図書館集会室を制限的パブリック・フォーラムと判示した。2000年のクリストファー・ファイファー事件でも、図書館集会室を制限的パブリック・フォーラムと判断した。2002年の『ゲイ・ガーディアン』事件の場合、利用者からの資料を自由に置かせる展示空間を基本的に制限的パブリック・フォーラムとしつつ、争点であった玄関の展示コーナーについては、玄関という特徴から、実質的に非パブリック・フォー

ラムと判断した。続く2006年のフェイス・センター事件や2008年のコミュニティ・ヴァリュエー事件でも判決は図書館集会室を制限的パブリック・フォーラムと判断しており、集会室については、制限的パブリック・フォーラムとの位置づけが定着してきている。

一方、図書館自体の利用については、クライマー事件が起点となる。連邦地裁は公立図書館を単に制限的パブリック・フォーラムにとどまらず、伝統的パブリック・フォーラムとさえ把握したが、連邦控裁は制限的パブリック・フォーラムと判示した。2001年のアームストロング事件および2003年のニーネスト事件でも、公立図書館は制限的パブリック・フォーラムであり、利用者が情報を受け取る権利は最大限に尊重されなくてはならないとされた。もともと、内容中立的な規制が過度に広範でも曖昧でもなく、狭く設定されている場合、そうした規制は図書館の裁量の範囲内である。

いま1つフォーラム分析がされたのが、本稿で述べてきたインターネット上の資料についてであった。以上をまとめると、2003年の合衆国最高裁判決が出されるまで、公立図書館で知識や情報を受け取る権利を持つ住民と結びつけて、図書館の利用および図書館の諸側面にフォーラム分析が適用され、そうした諸側面に制限的パブリック・フォーラムの理論が適用されてきたといえる。

(7) この判例の系譜をALAの関心と結びつけると以下のようなになる⁵³⁾。ALAは1980年の『図書館の権利宣言』改訂で、図書館の基本的な位置づけを「民主的な生き方を教育する一つの機関」から、「思想や情報のひろば(forum)」に転換した。『図書館の権利宣言』は道徳的、倫理的なもので、法的枠組みを示したものではない。しかし1989年の「アメリカを懸念する女性」事件以降、(6)で示したような多くの裁判で、公立図書館の諸側面が制限的パブリック・フォーラムと位置づけられてきた。ALAは、こうした判決を、道徳的、倫理的な『図書館の権利宣言』に法的な意味づけを与えるものとして全面的に歓迎してきた。しかしそうした見方は、2003年のALA事件最高裁判決で後退せざるをえず、合衆国最高裁の判断はワシントン州最高裁の「意見確認」へと明確に受け継がれたのである。そうした意味で、2003年の合衆国最高裁の判決は判例法のみならず図書館思想の観点からも転機になったと結論できる。

(8) 「意見確認」は、(5)で示したように、2009年の第7巡回区の判断、すなわち州立公園自体は伝統的パブリック・フォーラムであるが、公園内の展示棚はパブリック・フォーラムではないことを取り上げていた。展示棚はもともとパブリック・フォーラムを意図したものではなく、訪問者の助けになる情報提供のために設けられたのであり、配置する資料には公園当局の判断が入ってよい。このような論理を確認した上で、州立公園を公立図書館に、展示棚をインターネット上の資料になぞらえているが、そうした類比が果たして妥当であるか否か、公立図書館思想の問題として生じると思われる。なぜなら、州立公園と展示棚は直接的には結びつかないが、公立図書館とインターネット上の資料は、判例でも認められている知識や情報へアクセスするという住民の権利の保障という点で、直接的に結びついているからである。「意見確認」が用いた論理は、図書館思想上は説得力を持たないであろう。

(9) それをいっそう示すのは、4章3節で引用したように、たとえ制限的パブリック・フォーラムが適用されるとしても、それは当該館が実際に所蔵している図書群に限られるという「意見確認」の記述である。すなわち、情報を受け取る権利の範囲は、膨大な図書群から現実

該館が蔵書として選択した図書群に限られ、それと同じように、膨大なインターネット上の資料群から現実に当該館が蔵書として選択した資料群（フィルタリングで覆われた以外の資料）に限られるということである。当該館の蔵書以外には情報を受け取る権利をもたず、したがってそうした資料の購入や相互貸借を強いる権利は図書館利用者にはない。この考えは筋が通っていると思われるかもしれない。

しかし図書館界の共通認識からすると違和感もあろう。例えば 2008 年に改訂された ALA「アメリカ合衆国での相互貸借規則」（Interlibrary Loan Code for the United States）では、「序文」の冒頭で次のように書かれている。

「レファレンス・利用者サービス協会」（Reference and User Services Association）は ALA に代わって本規則を採択するが、図書館の間で資料を共有することは、図書館サービスの提供に統合化されたもの（integral element）であり……。

図書館は高質のサービスの提供のために、当該館の資源が利用者の情報ニーズを充足しないとき、そうした資料を入手する義務を負う。資料を入手するメカニズムである図書館相互貸借は、すべての図書館の活力に不可欠である⁵⁴⁾

この図書館サービス思想は、単に自館の蔵書に当該資料があるか否かということが何ら資料提供についての判断を変える基準にはなりえず、基本的に刊行物全体を図書館サービスの対象とするというものである。それが上述の引用文では、「統合化されたもの」、「義務」、「不可欠」という言葉で現されていると思われる。そう考えた場合、現実に自館が所蔵している資料に情報を受け取る権利を限定し、その部分だけに制限的パブリック・フォーラムを適用するのは、狭い見方であり、現実の図書館サービスとも一致しない。「意見確認」の論理は、合衆国の法律上はともかく⁵⁵⁾、公立図書館思想からして重大な手落ちがあるといえよう。

注

- 1) 意見確認とは「他の法域の法を適用すべき場合に、当該法域の判例がないため法準則の内容が明確でないときに、その法域の裁判所の意見を確かめる手続」である。田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p. 133.
- 2) 『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』（1996 年版）アメリカ図書館協会知的自由部編『図書館の原則（改訂版）：図書館における知的自由マニュアル（第 6 版）』川崎良孝・川崎佳代子・村上加代子訳、日本図書館協会、2003、p. 81-84.
- 3) *American Civil Liberties Union v. Reno*, 929 F.Supp. 824 (E.D.Pa. 1996); *Reno v. American Civil Liberties Union*, 117 S.Ct. 2329 (1997). 電気通信法の翻訳は以下を参照。郵政省郵便研究所編『1996 年米国電気通信法』東京、商事法学研究会、1997. 3 点のまとめは以下を参照。川崎良孝『図書館裁判を考える：アメリカ公立図書館の基本的性格』京都大学図書館情報学研究会発行、日本図書館協会発売、2002、p. 172.
- 4) *Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Library*, 2 F.Supp.2d 783 (1998); *Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Library*, 24 F.Supp.2d 552 (1998). ラウドン公立図書館事件については例えば以下を参照。川崎良孝「第 4 章：利用者用インターネット端末をめぐる：ラウドン公立図書館事件（1998 年）」『図書館裁判を考える』*op.cit.*, p. 95-126.
- 5) 2 F.Supp.2d 783, 793 (1998).

- 6) 2 F.Supp.2d 783, 793 (1998). これはリノ対アメリカ自由人権協会事件で連邦地裁が示した判断である。 *Reno v. American Civil Liberties Union*, 929 F.Supp. 824, 836 (1996).
- 7) 2 F.Supp.2d 783, 793-794 (1998).
- 8) 連邦地裁判決は以下である。 *American Library Association v. United States*, 201 F.Supp.2d 401 (2002). CIPA 採択から連邦地裁判決については以下を参照。川崎良孝「第6章『子どもをインターネットから保護する法律』をめぐって：アメリカ図書館協会事件（2002年）』『図書館裁判を考える』 *op.cit.*, p. 163-199.
- 9) *American Library Association v. United States*, 201 F.Supp.2d 401, 466-470 (2002).
- 10) *United States et. al. v. American Library Association, Inc., et. al.*, 539 U.S. 194 (2003). 当該判決は以下を参照。高鉾裕樹「『子どもをインターネットから保護する法律』合憲判決と『子どもをオンラインから保護する法律』差し戻し判決の検討」塩見昇・川崎良孝編著『知る自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学研究会発行、日本図書館研究会発売、2006, p. 389-416.
- 11) 539 U.S. 194, 204-206 (2003). 判決は、私的言論を視聴者に届ける公共テレビ局の編集上の判断を扱ったフォーブズ判決、芸術補助金を扱ったフィンリー判決でパブリック・フォーラムの原理が適用されないのと同様、提供する図書館資料の選択の判断にもこの原理は適用されないとする。 *Arkansas Ed. Television Comm'n v. Forbes*, 523 U.S. 666 (1998); *National Endowment for Arts v. Finley*, 524 U.S. 569 (1998).
- 12) 539 U.S. 194, 209 (2003).
- 13) 当該事件の裁判資料はすべてが以下にある。“Bradburn et al v. North Central Regional Library District: Justia Dockets and Filings,” <http://dockets.justia.com/docket/washington/waedce/2:2006cv00327/41160>, (参照 2013-7-2). 本稿は以下を中心として用いた。
 - (1) “Complaint for Declaratory and Injunctive Relief,” November 16, 2006 (Document 1).
 - (2) “Plaintiffs’ Memorandum of Law in Support of Their Motion for Summary Judgment,” February 4, 2008 (Document 40). “Plaintiffs’ Memorandum”と略記。
 - (3) “Defendant North Central Regional Library District's Memorandum in Opposition to Plaintiffs’ Motion for Summary Judgment,” February 15, 2008 (Document 48). “Defendant Memorandum”と略記。
 - (4) *Sarah Bradburn v. North Central Regional Library District*, 2008 U.S. Dist. LEXIS 87134 (September 30, 2008, Decided; Document 96); *Bradburn*, 2008 U.S. Dist. LEXIS 87134 と略記。
 - (5) *Certification From the United States District Court for the Eastern District of Washington in Sarah Bradburn v. North Central Regional Library District*, 2010 U.S. Dist. LEXIS 434; *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434 と略記。
- 14) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 1; *Bradburn*, 2008 U.S. Dist. LEXIS 87134, 8-11.
- 15) NCRL について以下を参照。 *Bradburn*, 2008 U.S. Dist. LEXIS 87134, 3-5; *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 8-11.
- 16) *Bradburn*, 2008 U.S. Dist. LEXIS 87134, 4; *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 9.
- 17) *Bradburn*, 2008 U.S. Dist. LEXIS 87134, 5; *Certification*, 2010 U.S. DIST. LE

- XIS 434, 9-10.
- 18) 原告については以下をもとにまとめている。“Complaint for Declaratory and Injunctive Relief,” *op.cit.*, 2-3; *Bradburn*, 2008 U.S. Dist. LEXIS 87134, 2-3; *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 11.
 - 19) “Plaintiffs’ Memorandum,” 2-6; “Defendant Memorandum,” 2-8.
 - 20) 本稿では当事者適格の問題は扱わない。以下を参照。*Bradburn*, 2008 U.S. Dist. LE XIS 87134, 11-12.
 - 21) “Plaintiffs’ Memorandum,” 6-7; *Minarcini v. Strongsville City Sch. Dist.*, 541 F. 2d 577, 582-83 (6th Cir. 1976); *Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Library*, 2 F.Supp.2d 783, 795 (E.D. Va. 1998); *Kreimer v. Bureau of Police*, 958 F.2d 1242, 1255 (3d Cir. 1992); *Sund v. City of Wichita Falls*, 121 F.Supp.2d 530, 547 (N.D. Texas 2000); *Board of Education v. Pico*, 457 U.S. 853, 872, 879 (1982).
 - 22) “Plaintiffs’ Memorandum,” 7; *Reno v. American Civil Liberties Union*, 521 U.S. 844 (1997).
 - 23) “Plaintiffs’ Memorandum,” 8; *Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Library*, 2 F.Supp.2d 783, 793-96 (E.D. Va. 1998).
 - 24) “Plaintiffs’ Memorandum,” 9-10; *Butler v. Michigan*, 352, U.S. 380, 383 (1957); *Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Public Library*, 24 F.Supp.2d 552, 567 (E.D. Va 1998).
 - 25) “Plaintiffs’ Memorandum,” 11.
 - 26) “Defendant Memorandum,” 9-14.
 - 27) “Defendant Memorandum,” 10; *United States v. American Library Association*, 539 U.S. 194, 209 n. 4 (2003).
 - 28) “Plaintiffs’ Memorandum,” 13-15.
 - 29) “Defendant Memorandum,” 15-16; *United States v. American Library Association*, 539 U.S. 194, 208 (2003).
 - 30) “Defendant Memorandum,” 17-18; *United States v. American Library Association*, 539 U.S. 194, 233, n. 3 (2003).
 - 31) “Defendant Memorandum,” 18.
 - 32) “Plaintiffs’ Memorandum,” 19-20.
 - 33) “Defendant Memorandum,” 19.
 - 34) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 11-13.
 - 35) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 12-13; *United States v. American Library Association*, 539 U.S. 194, 209 n. 4 (2003).
 - 36) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 13-14.
 - 37) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 14; *United States v. American Library Association*, 539 U.S. 194, 208 (2003).
 - 38) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 14; “Defendant Memorandum,” 15-16; *United States v. American Library Association*, 539 U.S. 194, 208 (2003).
 - 39) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 14; *United States v. American Library Association*, 539 U.S. 194, 204 (2003). なお前者はW.カツ (William A. Katz, *Collection Development*, 1980)、後者はF.ドリュアリー (Francis K. W. Drury, *Book Selection*, 1930) からの引用である。
 - 40) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 15; *United States v. American Library Association*, 539 U.S. 194, 207 (2003).
 - 41) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 15.
 - 42) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 15-17.
 - 43) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 17; *National Endowment for Arts v.*

- Finley*, 524 U.S. 569, 585 (1998).
- 44) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 17-18; *United States v. American Library Association*, 539 U.S. 194, 206 (2003).
- 45) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 18; *Kreimer v. Bureau of Police*, 958 F.2d 1242, 1259 (3d Cir. 1992); *Neinast v. Board of Trustees*, 346 F.3d 585, 591 (6th Cir. 2003).
- 46) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 18; *Illinois Dunesland Preservation Society v. Illinois Department of Natural Resources*, 587 F.Supp.2d 1012 (E.D. Ill. 2008), *aff'd on other grounds*, 584 F.3d 719 (7th Cir. 2009).
- 47) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 18.
- 48) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 19.
- 49) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 19-20.
- 50) *Certification*, 2010 U.S. DIST. LEXIS 434, 20-24.
- 51) “Order Granting NCRL’s Motion for Summary Judgment, Denying Plaintiffs’ Motion for Summary Judgment, and Closing File,” April 10, 2012 (Document 120).
- 52) 裁判事件の詳細は以下を参照。川崎良孝・高嶺裕樹『図書館利用者と知的自由』京都図書館情報学研究会発行、日本図書館協会発売、2011；川崎良孝『図書館裁判を考える』*op.cit.*
- 53) アメリカ図書館協会知的自由部編『図書館の原則（改訂3版）：図書館における知的自由マニュアル（第8版）』日本図書館協会、2010.
- 54) “Interlibrary Loan Code for the United States,” http://www.ala.org/Template.cfm?Section=InterLibrary_Loan&template=/ContentManagement/ContentDisplay.cfm&ContentID=31579#, (参照 2013-7-2).
- 55) 日本の判例によれば、資料を受け取るという、図書館利用者の「法的保護に値する人格的利益」の範囲は、相互貸借を用いて利用に供される資料にまで及ぶ。このことを判示した熊取事件判決は、地裁判決であるために拘束性が低い点には注意を要するが、アメリカの法的環境と比べれば、相対的に図書館の原則との親和性が高いといえる。福井佑介「熊取町立熊取図書館相互貸借拒否事件判決の意義と相互貸借制度に関する考察」『図書館界』vol. 62, no. 5, 2011.1, p. 334-347.

(川崎良孝 生涯教育学講座 教授)

(福井佑介 生涯教育学講座 博士後期課程2回生)

(受稿 2013 年 9 月 2 日、受理 2013 年 11 月 28 日)

The Legal Decision on Internet Filter in Public Libraries and the Principle of Public Libraries: the Bradburn Case

KAWASAKI Yoshitaka and FUKUI Yusuke

The purpose of this study is to appreciate the significance of the certification in *Brudburn et al. v. North Central Regional Library District* (2010) in order to reveal the status of internet filter in public libraries. In the *Brudburn* case, the plaintiffs claimed defendant's filtering policy violated the First Amendment of the U.S. Constitution and Article I, section 5 of the Washington State Constitution, and the U.S. District Court for the Eastern District of Washington certified the question about constitutionality of internet filter in public libraries to the Washington State Supreme Court. After considering the contents of the certification from the development of case law and library principle, we found the following results. (1)The U.S. Supreme Court judgment (2003) in *American Library Association v. United States* is the turning point of case law and library principle. And the certification in the case is on the new case law paradigm. (2)The understanding of internet materials in the certification is not suitable for the principle of public libraries.